

みんなで考えよう

障がい者の権利擁護

～バリアフリー社会をみつめて～



監修／放送大学教授
川島 聡

女性と男性、大人と子ども、若者と高齢者、人種の違いなどなど、わたしたちは皆、それぞれ違った属性をもっています。しかし、どのような属性をもった人でも、自分らしく自由に生きたいという願いは同じです。障がいのある人にも、人間の尊厳、自己決定、機会平等、社会参加という人権価値が当然尊重され保障されなければなりません。

バリアフリーの考え方が社会に浸透して、障がいのある人が生活しやすい工夫が社会に積極的に取り入れられています。しかしながら差別的な行為や意識はなかなか解消されません。すべての人が等しく豊かに暮らせる社会について、みんなで考えていきましょう。

榛東村 健康保険課

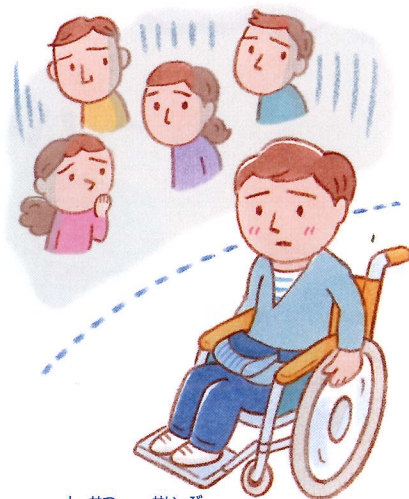
障がい者の権利を守るために

「バリアフリー」とは、障がいのある人もない人も、当たり前前の生活を営めるように、社会におけるさまざまなバリア(障壁)をなくしていくことです。現在日本では、施設内や歩道の段差をなくしたり、案内表示を見やすくするなど、さまざまなバリアフリーの取り組みが行われています。その一方で、障がいのある人への差別的な行為や偏見などは、なかなか解消されていないのが実情です。

こころのバリアフリーについて

電車に車いすの方がなかなか乗り込めず、駅員さんの手を借りてようやく乗車できたときのことです。「急いでいるのに…次の電車を待てばいいのに…」とささやくような声が聞こえてきました。これはほんの一例ですが、このような気持ちがかこころのバリア(障壁)となつて、障がい者に対する差別や特別視につながってしまいます。障がいに対する理解や認識の不足から、学校や職場をはじめ、日常の消費生活の中でも差別的な扱いを受けてしまう例は後を絶ちません。

すべての人が安心してのびのびと生きていくためには、建物や道路などの施設の整備だけでなく、わたしたち一人ひとりが、障がいについての理解を深め、こころのバリアをなくしていくことが必要なのです。



こんなことが差別や権利侵害になります

職場や学校において

- 障がいを理由に採用を見送ったり、就業条件をつける
- 障がいのある人が働くうえで必要な措置(合理的配慮※)をしない
- 障がいのある人が学習するうえで必要な指導や適切な支援を行わない
- 本人またはその保護者に確認なく、入学する学校を決定する など

※合理的配慮とは、障がいのある人の生活を制限する社会的障壁を取り除く配慮のことです。障がいのある人から、なんらかの配慮をもとめる意思の表明があったときに、その相手方に過重な負担がないにもかかわらず配慮をしないことは、差別に当たります。



消費生活において

- 障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、条件をつける
- 手話や筆談などを正当な理由なく受けつけない
- 電車やバスなど公共交通機関の利用を拒否したり、制限や条件をつける など



病院やその他の施設において

- 障がいを理由に適切な治療を行わない、制限する、条件をつける
- 本人が希望しない入院や治療を強いる、隔離する など



決して許されない“障がい者への虐待行為”

虐待という暴力的な行為ばかりを連想しがちですが、人として当たり前の権利を侵害したり機会を奪うことも、虐待に当たります。傷やあざなどが残る身体的な虐待と比べ、見た目にはわからない虐待は発見されにくく、深刻化しがちです。

身体的虐待

暴力をふるったり身体を傷つけること。正当な理由なく身体的自由を奪い、拘束すること

性的虐待

性的行為を強要する、わいせつな映像を見せる、恋愛や妊娠の自由を奪うなど

心理的虐待

言葉や行為で精神的な苦痛を与えたり、自尊心を傷つけること

放棄・放任(ネグレクト)

必要な世話や介助を行わなかったり、衣食住の確保や衛生状態の維持を怠ること

経済的虐待

財産や賃金などを無断で処分したり、奪ったりすること



障がい者に対する虐待は決して許される行為ではありません。このような行為を見聞きした場合には、市区町村の「障害者虐待防止センター」等へ通報する義務が法律(障害者虐待防止法)により定められています。身の回りで「ひょっとして虐待では?」と思うことがあれば、迷わずに通報・相談をしてください。

ご存知ですか?「成年後見制度」について

障がい者の財産管理などを適切に行うための制度として「成年後見制度」があります。

判断能力が低いなどの障がいをもつ人が、保護者である親や親族を失った場合、財産を守り、尊厳のある生活を維持していくためには、支援をする人材が必要となります。成年後見人は、本人に代わって財産を管理したり、施設入所などの契約を結ぶことができます。また、本人が不利な契約を交わしてしまった場合に、それを取り消すことができます。

成年後見制度の利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要で、詳しくはお住まいの地域包括支援センター等へお問い合わせください。

*ただし、成年後見制度を利用すると、被後見人が特定の職業に就く資格を失います。



成年後見制度についてもっと詳しく知りたいときは…

成年後見制度Q&A[法務省]

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

障がい者の権利を守る法律

現在日本では、障がい者の権利を守るために次のような法律が制定・施行されています。

【障害者権利条約】

障がい者の権利を保障するために国が守るべき義務を定めています。

【障害者基本法】

障がい者の自立および社会参加の支援、障がい者に対する差別の禁止などを定めています。

【障害者虐待防止法】

障がい者に対する虐待行為の禁止、障がい者虐待の予防および通報義務を定めています。

【障害者総合支援法】

障がいの有無にかかわらず、国民が相互の人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

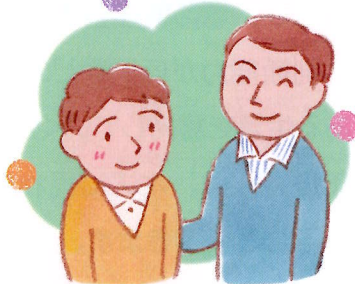
【障害者雇用促進法】

事業主に対し、一定割合の障がい者を雇用することや雇用分野での差別を禁止し、合理的配慮を行うことなどを義務づけています。同法律は、法定雇用率の見直しなど、社会情勢の変化に応じて改正が行われています。

【障害者差別解消法】

障がいの有無にかかわらず、平等の機会を得られるよう差別の解消に向け、禁止事項や問題解決のしくみを定めています。

このような法律によって、障がい者の権利擁護のためのさまざまな取り組みが行われています。しかし、どんなに法整備が進んでも、わたしたちが障がいを「特別なこと」と捉える意識によって、相互の理解や助け合いの気持ちにブレーキをかけてしまはいけません。まずは相手の立場に立って接し合うこと、障がい者自身も、自己の尊厳や権利について自覚することが大切です。そうすることで、すべての国民が、障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が実現していくのです。



「バルーンアート教室」

イベントなどでよく目にするバルーンアート。
実際に好きな動物などお子さんと一緒に作ってみませんか！

ぜひ、お気軽にご参加ください 申し込みをお待ちしています

【日 時】 12／21日（土）

午前10時～11時30分

【会 場】 中央公民館 大会議室（2階）

【対 象 者】 村内在住者又は村内在勤者の保護者と
3歳から小学3年生までのお子さん

【参 加 料】 無料

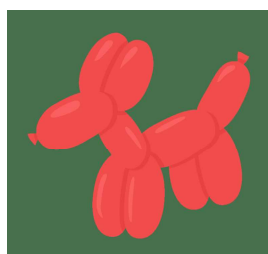
【定 員】 20組（先着順）

【申し込み】 12月3日（火）から 定員に達した時点で受付終了です。
申し込みをもって決定とさせていただきます

当日会場へお越しください

【申込方法】 中央公民館に直接又は電話でお願いします
○ 電話：0279-54-2573 住所、氏名、電話番号をお伝えください
○ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
※ 休館日（月曜日）を除きます

【講 師】 新井 弘子さん
(子どもから高齢の方までを対象に幅広く活躍されています)



楽集センターだより

令和6年11月号ー2
 榛東村楽集センター
 榛東村山子田 2035-1
 TEL：0279-54-0031

12月4日～12月10日は人権週間です

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」と定め、昭和24年（1949年）から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決するには、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

この人権週間にきっかけに人権について考えてみませんか。

村内でも人権パネル展が開催されますのでぜひお越しください。

人権週間

12月4日～10日 12月10日は人権デーです。



期間 12月4日(水)～12月6日(金)

時間 9：00～16：00

(ただし最終日は9：00～14：00)

場所 榛東村楽集センター

お知らせ

『冬休み子ども楽集すくーる』を企画しました！

多くの小学生の参加をお待ちしています。詳しくは裏面をご覧ください。

* 楽集シネマのお知らせ *

日にち：12月 9日（月曜日）

1月20日（月曜日）

時 間：13：30～

場 所：楽集センター「会議室」

* 人権相談のご案内 *

日にち：12月18日（水曜日）

1月15日（水曜日）

時 間：13：30～15：30

場 所：楽集センター「相談室」

裏面もご覧ください



「冬休み子ども楽集すくーる」

参加者・ボランティア募集

バルーンアート教室

12月25日(水) 10時00分～12時00分

対象者：村内在住の小学生 先着20名

講師：田子 智代 先生

参加費：無料

持ち物：うわばき、タオル、飲み物

スライム作り

12月26日(木) 13時30分～16時00分

対象者：村内在住の小学生 先着20名

講師：楽集センター職員

参加費：無料

持ち物：うわばき、タオル、飲み物

親子そばうち体験

12月26日(木) 9時00分～13時00分

親子でそばうち体験をし、打ったそばは
昼食としてその場でいただきます

対象者：村内在住の小学生とその親

または一緒に参加出来る大人 先着10組

講師：岡部 廣行 先生

参加費：1組 1,000円

(申込時に集金します)

持ち物：うわばき、タオル、飲み物、
エプロン、三角巾などの調理できる支度

* 各講座、それぞれの募集になります。
3講座すべての申し込みも可能です。

* 参加には必ず大人の方の送迎をお願いします。

開催場所：榛東村楽集センター「会議室」

申し込み：12月9日(月) 9:00より受付開始

～12月13日(金) 17:00または 定員になり次第受付終了

楽集センターに来館の上、直接申し込んでください(電話での受付はありません)

[申込時の注意点]

- ・12月9日(月)、9時前に来館された方は、職員がお声がけするまで、駐車場で待機してしてください(9時までは先着順ではありません)。
- ・受付を開始する9時の時点で、
 - ア)申込希望が定員を超えた場合は、その場で抽選を行い、参加児童を決定します。
 - イ)申込希望が定員を満たさない場合は、来館された方全員の児童の受付をし、その後は先着順とします。
- ・なお、ご家族以外の申込みは受付できませんのでご注意ください。

●ボランティアのお願い●

ボランティアで参加してくれる方も同時に募集します。
子どもたちと一緒に楽しみながらお手伝いをしてくださる方は、
ぜひ楽集センターまでご連絡ください。



<お問い合わせ>

榛東村楽集センター

TEL：0279-54-0031

【開館時間：土日祝日を除く 8:30～17:15】

「書 道 教 室」

パソコン、スマートフォンなどデジタル化の普及により、文字を手書きする機会が少なくなった今、美しい文字を書くアナログの楽しさを体験してみませんか。

ぜひ、お気軽にご参加ください 申し込みをお待ちしています

【開催日時】 1 / 18、25日
2 / 1、8、15日 (計 5回)

いずれも土曜日 午後1時30分から3時

【会 場】 中央公民館 講義室(1階)

【対 象 者】 村内在住者又は村内在勤者

【参 加 料】 無料

【募集定員】 15名(先着順)

【持 ち 物】 中筆、細筆、下敷き、文鎮、硯
(半紙及び墨汁は公民館で用意させていただきます。)

【申し込み】 12月17日(火)から 定員に達した時点で受付終了です。
申し込みをもって決定とさせていただきます

当日会場へお越しください

【連 絡 先】 中央公民館に直接又は電話でお願いします
○ 電話:0279-54-2573 住所、氏名、電話番号をお伝えください
○ 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで
※ 休館日(月曜日)及び年末年始の休館日を除きます

【講 師】 田村 勉 先生
(翠風会会員・榛東村文化協会副会長)



令和6年11月19日

関 係 各 位

群馬県中部農業事務所長 福島 浩毅
(渋川農村整備センター)
榛東村長 南 千晴
(産業振興課)

堂の入沢水路の管路調査に伴う土地への立ち入りについて (お願い)

日頃より農業農村整備事業に対し、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、堂の入沢水路について既設管（改修前に使用していた管路）の撤去に向けた調査を下記のとおり行います。

調査実施にあたり、皆様に御迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、土地立ち入りには細心の注意を払い実施しますので、御了承頂きますようお願いいたします。

記

実施内容：堂の入沢水路の管路調査（既設管路の状況調査）

実施期間：令和6年11月下旬 ～ 令和7年2月下旬（予定）

実施業者：黒岩測量設計事務所 小嶋・鎬木

TEL：027-234-6601（代）

実施場所：榛東村大字長岡地先（裏面位置図参照）

問合せ先

中部農業事務所 渋川農村整備センター 角田

0279-22-4040（代）

榛東村役場 産業振興課 富澤

0279-54-2211（代）

堂の入沢水路管路調査 位置図



農業用ため池の近隣住民の皆様へ

【ため池の測量の実施について】

この度、弊社 内外エンジニアリング（株）が榛東村からの委託により、「農村地域防災減災事業（ため池整備事業）」の一環として「大宮貯水池」の測量調査を実施させて頂くことになりました。

近隣住民の皆様にご迷惑をお掛けしないよう留意して調査を実施させていただきますので、何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。



図-1 大宮貯水池 位置図



写真-1 大宮貯水池の状況

作業の概要と実施時期は以下のとおりです。

測量調査

- 【内 容】 ため池内・ため池周囲の測量調査
- 【時 期】 11月下旬～12月初旬
- 【調査対象】 大宮貯水池
- 【作業時間】 午前8時30分～午後5時00分
- 【詳細作業】 ■基準点測量： 標高や位置座標を計測します。
■路線測量： 堤体の断面方向・縦断方向の形状を計測します。

- 【受注者】 内外エンジニアリング株式会社 東北支店
宮城県仙台市青葉区二日町 3-10 グラン・シャリオビル 4F

※ご不明な点がございましたら、下記担当宛にご連絡願います。

管理技術者・現場管理者： 高橋 直樹
TEL 022-217-3811／FAX 022-217-3810

- 【発注者】 榛東村 産業振興課 ため池担当： 富澤 輝海
TEL 0279-26-2559／FAX 0279-54-8225